

議案第4号

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

幸手市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（市町村特別給付）

第2条の2 市は、市町村特別給付（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条の市町村特別給付をいう。）として紙おむつの支給を行う。

2 前項の市町村特別給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第1号中「24,300円」を「25,400円」に改め、同項第2号中「32,400円」を「33,900円」に改め、同項第3号中「37,800円」を「39,600円」に改め、同項第4号中「48,600円」を「50,900円」に改め、同項第5号中「54,100円」を「56,600円」に改め、同項第6号中「64,900円」を「67,900円」に改め、同項第7号中「70,300円」を「73,500円」に改め、同項第8号中「81,100円」を「84,900円」に改め、同項第9号中「91,900円」を「96,200円」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「13,500円」を「14,100円」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「13,500円」を「14,100円」に、「18,900円」を「19,800円」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「13,500円」を「14,100円」に、「35,100円」を「36,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月22日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度まで）における介護用品の市町村特別給付及び第1号被保険者の介護保険料率に関する規定の整備をしたので、この案を提出するものである。